

交通政策審議会海事分科会 第5回海事イノベーション部会 議事概要（案）

1. 日時： 平成30年2月21日（水） 15:00～17:00

2. 場所： 経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

3. 議事：

(1) 開会

事務局より本会合より、全日本海員組合の立川政策局長が臨時委員として参画することが報告された。

(2) 議事

議題1 前回議事録の承認

○資料1「第4回海事イノベーション部会議事概要（案）」について、異議なく承認された。

議題2 業界ヒアリングの結果について

- 斎藤船舶産業課長より、資料2「海事業界へのヒアリング結果」を用いて、i-Shippingに関する事業者へのヒアリング結果を説明。
- 石原安全政策課長より、資料2「海事業界へのヒアリング結果」を用いて、自動運航船に関する事業者へのヒアリング結果を説明。
- 田淵海洋・環境政策課長より、資料2「海事業界へのヒアリング結果」を用いて、j-Oceanに関する事業者へのヒアリング結果を説明。

議題3 とまとめて質疑を行うこととなった。

議題3 報告書骨子案について

- 斎藤船舶産業課長より、資料3-1「整理された課題に対するヒアリングでの論点・ニーズ等、報告書骨子案に含まれるべき要素」、資料3-2「各論点の現状」及び資料3-3「海事イノベーション部会報告書骨子（案）」を用いて、i-Shippingに係る報告書骨子に記載すべき内容等について説明。
- 石原安全政策課長より、資料3-1「整理された課題に対するヒアリングでの論点・ニーズ等、報告書骨子案に含まれるべき要素」、資料3-2「各論点の現状」及び資料3-3「海事イノベーション部会報告書骨子（案）」を用いて、自動運航船に係る報告書骨子に記載すべき内容等について説明。

- 田淵海洋・環境政策課長より、資料 3-1「整理された課題に対するヒアリングでの論点・ニーズ等、報告書骨子案に含まれるべき要素」、資料 3-2「各論点の現状」及び資料 3-3「海事イノベーション部会報告書骨子（案）」を用いて、j-Ocean に係る報告書骨子に記載すべき内容等について説明。

【主な質疑は以下のとおり】

- 脇臨時委員

i-Shipping の技術開発補助について、船用工業へのコスト削減に資する取組も補助対象とできないのか。

- 斎藤船舶産業課長

船用工業への支援は従来から対象となっている。製造時間の短縮、製造に係る工数の縮小等コスト削減につながる様々な指標があると考えられる。技術開発により生産性が向上するという研究開発であれば本施策の対象となる。

- 脇臨時委員

コスト削減につながる取組は必ずしも研究開発が伴わない。研究開発を含めなくとも、価格競争力を高める取組であれば補助対象と認められないか。

- 斎藤船舶産業課長

研究開発の要素が含まれる必要はある。具体的な案件があれば相談頂きたい。また、本補助制度のみではなく、設備投資関係の税制等様々な支援制度があるため、個別に相談願いたい。

- 脇臨時委員

WTO 提訴については EU が 2 年ほどかけて取り組んだが、うまくいかなかった。日本の WTO 提訴について造船業界の検討状況はどうか。

- 檜垣臨時委員

WTO 提訴については、外国の公的支援について情報収集・違法性の証明等が必要であり対応に時間を要する。欧州が韓国を提訴した際は、違法性の立証がうまくいかなかった。現在、日本造船工業会では、公的支援が繰り返し行われる場合に、日本政府による提訴の可能性を示しつつ、民間ベースで中国・韓国と接触し、公的支援の抑制を図るということを行っている。

- 脇臨時委員

自動運航船については、ロードマップのフェーズ III 到達には様々な問題があることから時間がかかると考えられるが、フェーズ II 到達までは時間がかからないと考えられる。フェーズ II では内航船で実証を行うために特定の海域において実証実験を行う計画はあるか。

○石原安全政策課長

フェーズ II は一部無線操船が含まれるが、無線操船の実現のためには技術的、法的分野での検討が必要となる。また、技術発展に応じて事業者ニーズが生じると考えられるところ、実証可能な環境の整備については検討したい。

○脇臨時委員

内航未来創造プランと i-Shipping については船員の負担の軽減についても連携して取組がなされているのか。

○石原安全政策課長

そのとおり。

○住野委員

外国人の活用方法は海事分野だけでなく、他の産業においてもそのあり方の転換期に来ていると考える。骨子案について、「制度のあり方を検討」とあるが、(造船就労者制度等の) あり方だけでなく、外国人の抜本的な扱いについて検討はされているか。

○斎藤課船舶産業課長

政府全体の動きを見ながら、造船業にとって最善のあり方を検討したい。

○住野委員

安価な労働力として外国人を使用するのではなく、生産性革命には優秀な人材が必要不可欠であることを踏まえて、日本人と外国人問わず人材確保と育成を今後検討できるように検討すべき。

○斎藤船舶産業課長

政府全体の最新の議論状況を踏まえて、報告書への記載を検討したい。

○立川臨時委員

報告書骨子案の自動運航船部分については造船業界のシーズは記載されているが、船舶運航に関する船員のニーズが記載されていない。また、自動運航船の 2025 年の実用化に向けて、新たな技術を使用する船員への教育・研修もロードマップに加えるべき。報告書骨子案 3-2-3 について、「自動運航船により単純作業、肉体労働を自動化し労働環境の改善に貢献」とあるが、単純作業、肉体労働は何を想定しているのか。

○石原安全政策課長

単純作業、肉体労働を定義づけているものではないが、危険な作業等を機械化し船員の安全を守ることができればよいと考えている。具体的な想定をしているわけではない。

○塩入安全政策課課長補佐（田村海洋・環境政策課技術企画室長代理）

肉体労働について、表現は再度検討するが、想定としては離着岸時での作業を想定している。

○立川臨時委員

ロードマップの骨子案について、基準・制度等でフェーズ II 船に対応した措置が内航船等と外航船等で2つに分かれている。船員関係の法律は一本であるが、ロードマップの骨子案上に示される措置は何を想定しているのか。

○石原安全政策課長

内航船と外航船の措置を完全に切り分けるわけではないが、外航船については条約に関する議論が不可欠。

○塩入安全政策課課長補佐（田村海洋・環境政策課技術企画室長代理）

条約と国内法の関係が複雑であり、条約ごとに適用範囲が異なる。適用範囲の整理等は検討しなければならないが、一方で可能な範囲で早期に進展させることを考えているため、内航と外航といった形で分けてロードマップ骨子案で表現している。

○立川臨時委員

条約が改正された際には、それを法制化するのか。

○大坪海事局次長

条約が変わった際には当然国内で法制化することになる。部分的に実証船を内航で運航させる場合には、条約に関わらず、国の主官庁の範囲で認めることができるため線表では分けて記載している。

○立川臨時委員

フェーズ III において、外部からの操船の際には、船員に対して教育や資格の問題が発生すると考えているが、ロードマップ骨子案には表れていない。2025年の実用化に向けて、教育・研修のスケジュールが考慮されている必要があると考える。

○大坪海事局次長

教育・研修は技術の進展によって変化すると考える。ロードマップ骨子案には教育・研修が配慮されていないので追加する。

○大倉有識者委員

サプライチェーンは造船事業者にとって、コストの部分で非常に大きな割合を占めるパートナーである。サプライチェーンをどう構築するかは造船事業者にとって大きな課題であるため、骨子案にサプライチェーンの改善という視点を加えて頂きたい。

○斎藤船舶産業課長

報告書中間取りまとめ案の提示の際には、サプライチェーンの重要性を盛り込むこととしたい。

○河野部会長

自動運航船のロードマップ案でも IoT 活用船や i-Shipping による技術開発補助が表れているが、骨子案では i-Shipping と自動運航船が関連づけられていない。技術開発や人材育成は関連する内容が多いので関連がある記載をするべき。

○齋藤船舶産業課長

自動運航船、i-Shipping に加えて j-Ocean も技術開発が核となり相乗効果が期待できる内容であるため、自動運航船と i-Shipping については技術開発を中心に相互に関連づける記載としたい。

○鎌田委員

自動運航船については、ロードマップの順番のとおり進めるのではなく、将来的な労働力不足や世界的な競争を考慮して分野を絞って集中的に取り組むといったことも有効であるとする。ロードマップでどの分野をどのような考えのもと集中的に取り組むのか分かる形にするとよい。

○石原安全政策課長

検討する。

議題 4 その他

○特になし。

以上